

平成 26 年度第 3 回佐倉市行政評価懇話会 要録

日時	平成 26 年 9 月 17 日 (火) 13 時 30 分～16 時 33 分		場所	佐倉市役所 1 号館 6 階大会議室
出席者	懇話会委員：宇田川委員、高岡委員、富田委員、林委員、武藤委員 (委員長)、目等委員 (副委員長)、吉村委員 (五十音順)			
	事務局	福山企画政策部部長、井坂企画政策課長、丸島主幹、上野副主幹、櫻井主査 平岡主査補、橘主査補、土屋主任主事		
	説明者	(環境部)渡辺環境部長、菅沼副主幹 (廃棄物対策)高橋課長、渡辺主幹、井原主査、長谷川主査、森主査補 (生活環境課)高橋課長、小倉主幹、竹本主査、秋葉主査、齋藤主査 (下水道課)豊田主幹		
	その他	傍聴 0 名		
内 容				
<p>◆議事 (委員長)</p> <p>本日は「2 章 基本施策 3 快適な生活環境が保たれたまちにします」について部局との意見交換を行う。部局との意見交換は平成 22 年度から、担当部局の職員と直接意見を交換し、理解を深めた上で、懇話会としての意見をまとめるために実施している。また、この意見交換の場を、施策を単位とした横断的な議論の場として、少しでも課題解決の糸口などにしていただきたい。</p> <p>(1) 部局との意見交換</p> <p>(委員長)</p> <p>はじめに、担当部局から事前質問事項を含めて全体説明を受けた後、意見交換に入りたい。部局からは新たな問題や、現状の課題などもお話いただき、あくまでも一緒に考える時間としたいと考えている。併せて佐倉市独自の取り組みなど、何かトピックスがあればご説明願いたい。</p> <p>(環境部長)</p> <p>環境部は、廃棄物対策課、生活環境課、環境政策課の 3 課 43 名の体制で事務事業を執行している。主な業務は、廃棄物の処理をはじめとする環境衛生対策や、公害対策、放射線対策、地球温暖化対策、そして、自然環境の保全など、市民生活に密着した業務を執り行っている。本日は、事前に選択いただいた施策を担当する廃棄物対策課と生活環境課の 2 課で対応したい。</p> <p>(廃棄物対策課長)</p> <p>「2 章 基本施策 3 快適な生活環境が保たれたまちにします」のうち、廃棄物対策課が担当している施策について、事前質問に沿い、概略と合わせご説明する。</p> <p>まず、ごみに関するコストとその内訳、類似団体との比較・分析についてご説明する。</p> <p>資料 3 の 1 頁には収集量とコスト、2 頁は、前頁に関連した収集量とリサイクルの流れを記載した。3 頁は、人口から抽出した類似市の一人一日当たりのごみの排出量、4 頁は、類似市のリサイクル率、5 頁は、類似市の分別数を記載した。</p> <p>当市の状況としては、平成 25 年度は 11 種の分別収集と、子ども会や自治会などで構成された資源回収団体による収集で資源の有効利用に努めた。</p> <p>11 分別のうち、燃やせるごみ、埋め立てごみ、ビン、缶、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装の 6 分別については、市内約 3,300 ヲ所のごみ集積所からの収集業務を業務委託により実施している。ペットボトル、乾電池、蛍光管、廃食油の 4 分別については、市関連施設や商業施設のご協力を頂き、拠点回収を行っている。このうち、ペットボトルの収集を除く 3 分別については、市直営で収集作業を実施している。このほか、粗大ごみについては、平成 13 年度より有料戸別収集とした。</p>				

現在、廃棄物に関する収集処理体制は清掃組合と分業化しており、市で行う事業は、酒々井町と広域処理を行う清掃組合までの収集、運搬と、ペットボトル、容器包装類の中間処理までとなっている。

資料 3 の 1 頁に収集コストを記載したが、集積所収集業務は一括契約となっていることから、品目ごとのコストは収集日数で按分して試算した。容器包装リサイクル法対象品目にかかる収集処理コストについては、3 頁のとおりである。

次に類似団体との比較であるが、自治体ごとにごみの分別や、収集方法、収集車両、処理施設などが異なることから、一概に比較は難しい。今回は、一例として、千葉県が集計している「清掃事業の現況と実績」最新版(平成 23 年度)から、人口が近い八千代市、習志野市、流山市、浦安市との一人一日当たりの排出量と直近の分別区分をお示しする。

収集コストを分析すると、指定ごみ袋を使用した集積所収集であることから、迅速な収集体制がとれていることと、ごみ収集車両をパッカー車 1 種類としているので、他市と比べて低めに抑えられていると思われる。

これまで、資源の有効利用、循環型社会の構築をめざし、いくつものリサイクル法が制定されてきた。資源の少ない日本では非常に有用な取り組みである。しかし一方で、廃棄物部門では、リサイクル貧乏という言葉が使われることがある。リサイクルの推進には、収集運搬、中間処理などを新たに組み入れるなどで、費用が掛かるという問題がある。当課ではごみの減量を進めながら、分別の徹底によりリサイクルコストを抑えていきたいと考えている。

なお、容器包装類については、市民の皆様のご協力により、分別が徹底され、中間処理後、容器包装リサイクル協会が定めた再生事業者に引き渡す梱包ペール検査では、A ランクの評価を頂いている。

次に、高齢者、単身世帯、外国人のごみの出し方についてであるが、高齢者世帯はごみの排出量が少ない傾向があることから、容器包装類も少量となり、そのため容器包装として分別しないで、もやせるごみに回る傾向があると受け止めている。近年急速な高齢化が進んでいることから、独居高齢者のごみの出し方が問題視されてきたが、現在はヘルパーや近所の協力により、集積所に出していただいている。今後はこのような世帯が急激に増えることが予測されており、戸別収集も視野に入れた収集体制を検討する必要性が高まることが想定できる。先進市の事例では直営回収で対応しているようである。

なお、当市では収集業務を昭和 46 年から民間委託しており、現在は最小限の直営機能しか確保していないため、現在の体制のまま戸別収集に対応することは難しい。

単身世帯については、寝るだけに帰ってくる方が多いようで、ごみの出す量は比較的少ないという見方がされているものの、出し方に問題があり、自治会からアパート専用の集積所を作れないかとの相談が多く寄せられている。このようなケースでは、市から管理会社を通じ、地主やオーナーに集積所を独自に作るようお願いするとともに、ごみ分別カレンダーを配布しご協力をお願いしている。

外国人については、英語版のごみカレンダーを用意している。外国人の把握については、個人情報などの問題から難しい面があるが、現時点においては、外国人を特定した相談はない。これは、高齢者や単身世帯同様、ビン・缶はコンビニ、それ以外は週 3 回の燃やせるごみとして排出されているケースが多いからだと思われる。

次に、資源回収協力団体の収集量については、回収量は減少しているものの、団体数はほぼ変わらず 210 程度で推移している。回収団体においてはリサイクルの推進や子どもたちの環境教育実践の行動として、ご努力を頂いているものと感謝している。回収量は減少傾向であるが、これはバブルの崩壊や、平成 20 年のリーマンショック後に顕著に現れている。一つの原因としては、パソコンやスマートフォンなどの急速な普及により情報が容易に収集できることから、新聞購読者が減少したことと、折り込みチラシが少なくなったこと考えられる。なお、紙類の国内需要量の動向を見ると、平成 18 年度をピークに約 15% 程度減少しているため、この動きと資源回収協力団体の収集量は一致していると思われる。このほか、古紙類の需要、取引価格の高騰による悪徳業者の持去りも要因の一つと考えている。直近の状況については、資料 6 頁のとおりである。

次に、分別収集の努力と効果及び資源物についてご説明させていただく。

ごみの減量化と経費の削減、資源化へのつながりについて事前質問をいただいているが、減量化が

著しく進めば、収集時間の短縮や酒々井町にある清掃組合への往復回数が減少するので、削減が可能と思われる。しかし一方で、集積所の新設などにより、収集業務は年々業務量が増えている。また、仮に特定の資源物に限って排出量が減少したとしても、集積所収集業務は一括して発注していることから、目に見えたコストの削減は難しいと考えている。資源物の分別リサイクルのうち、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の分別の徹底については、収集後行われる中間処理である回収物の選別、圧縮、梱包の作業を容易にするので、排出や収集形態から、他の自治体よりもコストは抑えられているものと思われる。また、資料 7 頁下段にあるとおり、容器包装リサイクル協会から、再商品化合理化拠出金と有償入札拠出金が歳入として市に還元されている。先に申し上げたとおり、容器包装リサイクル協会のベール検査において、A ランクを頂いていることは、再商品化合理化拠出金に反映されている。清掃組合に搬入後、再資源化されるその他の資源物についても、分別を徹底することにより、組合での選別が容易になり、コストの圧縮に繋がるものと思われる。

また、市民のモチベーションアップのため、分別の成果を効果的に公表できないかのご意見をいただいた。たしかに市民の皆様の努力を上手に公表することで更なる意識の向上が望めるものと考えており、現在、ホームページや広報紙などを活用して収集量の結果や分別の徹底のお願い、また拠点回収箇所などの情報は提供しているが、啓発という点では、まだまだ不足していると感じているので、今後更に充実を図りたい。

次に、プラスチック製容器包装収集物内の汚れについてであるが、不適格なものは中間処理工程の選別段階で除去され、清掃組合で焼却処理される。これらは、汚れというよりは、容器包装対象物と異なるプラスチック製品やレジ袋に入れられたコンビニ弁当などが主なものである。

資源物の再生利用にかかる経費は、前述の資料 7 頁のとおりである。その他のビン、缶などの資源物については、清掃組合で処理業者に引き渡しが行われており、資料 2 頁に事業者名を記載した。

次に、清掃施設についてご説明させていただく。

佐倉市酒々井町清掃組合は、合同で廃棄物の広域処理を行うため、昭和 41 年 1 月に設立された。酒々井町にある現在の施設は、昭和 62 年度から稼働している。清掃組合においては、平成 26 年 2 月に一般廃棄物処理基本計画を改定し、施設の建て替えや新設を行わず、現施設の長寿命化を図ることとし、平成 45 年度まで稼働可能となるように施設改修を行うこととしている。また、最終処分場についても、平成 19 年 10 月から、処分場の延命化のため埋立てごみの直接搬入を止め、埋立てごみに多く含まれる金属類などを抽出し、資源物の再生利用を図るように処理手法を変更して、施設の延命化を図っている。

また、佐倉市一般廃棄物処理基本計画 16 頁に、ごみ処理の課題を挙げているが、大別すると、減量化についての課題、リサイクルについての課題、収集方法の課題、先に申し上げた最終処分場についての課題などがある。今回は事前に、全ての課題について所要の整理が必要であるという趣旨の指摘をいただいた。佐倉市では、昭和 44 年の可燃ごみと埋立てごみの収集から始まり、資源の再生利用の考えを取り入れ、各種リサイクル法の制定に合わせ、分別収集を取り入れ、平成 25 年度までの 11 分別に至るまで、市民の皆様にご理解、ご協力をお願いしてきた経緯がある。また、平成 26 年 4 月から小型家電リサイクル法の施行に合わせ、小型家電、金属類の集積所回収を始めている。ごみの出し方は自治体ごとに異なり、その収集方法など独自の裁量で実施していることから、新たに佐倉市に転入された方などに対して、常に情報等の発信に努めなければならない。今後も情報の発信や市民のモチベーションアップにつながる啓発に努めたいと考えている。

次に、苦情や要望についてご説明をさせていただく。

収集や不法投棄、リサイクルについてのご意見は日々多数寄せられている。特に年度当初には佐倉市に転入された方も多く、自治会の役員の交代があり、また、地域での清掃活動や廃棄物にかかる問い合わせが集中する。

現在苦慮している問題としては、ごみ集積所へのごみの出し方や集積所の場所など、本来であれば集積所を利用している方々で話し合い、解決していただきたい事項についての相談が市に寄せられているということがある。また、地域の自治会には加入したくないが、ごみ集積所は利用できるかといった相談もある。

次に、不法投棄についてご説明させていただきます。

佐倉市では平成 13 年度から粗大ごみを有料収集に切り替えている。これが原因で不法投棄が増加したのではないかと趣旨でのご質問をいただいた。当時、有料収集の開始前にできるだけ粗大ごみを出してしまおうとする人たちが収集日を過ぎて粗大ごみを出し続けたこともあった。制度の変更時には、一時的に不法投棄は増えるものの、情報の提供など啓発活動が続けることにより、状況は落ち着いてくる。家電リサイクル法の施行により、テレビや冷蔵庫の廃棄時にリサイクル料が必要になった時にも、同様な動きがあった。不法投棄は、心ない人がいる限りなくなることはないと考えており、不法投棄対策事業として警察OBによる毎日のパトロールや月 1 回の休日パトロールを実施している。その他、市民の協力を頂いた不法投棄監視事業を展開している。不法投棄の早期発見や回収は、ごみのごみを呼ぶという現象を防ぐことから、快適な生活環境の保全に資するものと考えている。

不法投棄された物を調査し、個人が特定された事案では、警察に通報し対応していただいている。新聞などに載る逮捕記事などは主に産業廃棄物業者に関するものであり、軽微な不法投棄については行為者が判明しても、新聞報道などはなく、厳重注意のうえ、不法投棄された品物を行為者に回収させることで終了となる事案が多数である。

収集コストについては、不法投棄関連事業と環境美化事業のコストを参照していただきたい。不法投棄物は、市の作業員が回収にあっている。テレビなどの家電 5 品目については、法に基づく回収物の適正処理が必要であり、平成 25 年度は 165 台で約 389,000 円の費用がかかっている。

次にヤード問題への対応についてである。

近年、ヤード問題が、盗難事件や不正輸出などと関連して大きな問題となっている。ヤードとしてひとくくりで表現されているが、業態は自動車解体場や資材置き場など様々である。外から見えないうえに近隣住民などから不安の声が寄せられている。

廃棄物対策課に係る分野としては、廃棄物処理法に定められた処理業に関する許認可事業があるが、産業廃棄物は県の所管となっている。

現在、不法投棄対策事業でのパトロール時にヤード内で行われる屋外燃焼行為などの指導とあわせて情報の収集に努めている。その他、県からの要請があった場合などには、ヤードに関するパトロールに同行する。平成 26 年 4 月時点の県警からの情報では、佐倉市と四街道市でそれぞれ 133 か所のヤードを確認していると伺った。千葉県は、輸出やバイヤーなどの移動などの面でヤードが集中しており、特に印旛地区は、土地代などの面からヤードが集中している。このため、現在、千葉県において全国初となるヤード対策の条例の制定に向けて策定作業が進められている。

災害時の対応については、平成 23 年 3 月 11 日発生 of 東日本大震災時と、平成 25 年 10 月の台風 26 号時の対応をもとに、説明する。

まず、佐倉市の災害対応マニュアルとして防災計画がある。大震災時には被害家屋などが市全域にわたって発生したため、被災者自らが廃棄物を清掃工場に自己搬入する場合にはごみの持ち込み料金を無料とした。ごみ集積所での分別収集は、清掃組合施設に大きな支障がなかったことから、通常のとおり業務を行った。

台風による被災者への対応については、浸水家屋から道路などに出された家電や畳などの特別収集を実施した。

災害時に収集を行う場合、清掃組合の焼却施設の稼働と、施設に至る道路が通行できるという 2 点が不可欠な要素であるが、2 例とも幸いなことに、支障がでる状況には至らなかった。現在、清掃組合の焼却施設が稼働できない場合や施設へのアクセスが確保できない場合を想定して、廃棄物の仮置き場用地の選定作業を進めている。選定方針としては、公園や学校の多くは避難所に指定されていることを前提として、手繰川西側の志津方面と、鹿島川西の臼井方面、高崎川北部方面、高崎川南部方面と河川で分断された場合も想定し、最低 4 か所程度の仮置き場が必要と考えている。その他、特別収集時の運搬車両の確保などが課題である。

最後に、産業構造自体の見直しへのアプローチについてご説明させていただきます。

拡大生産者責任において、事業者には減量対策やリサイクルに向けた処理ルートの確保など多くの取り組みを事業者には課している。身近なところでは、スーパーなどでリサイクルコーナーが設けられ、

ペットボトルの拠点回収への協力や、トレイやビン、缶など独自回収が行われている。この他、ペットボトルについては、ボトルの肉厚を抑えることで、この 10 年間で、約 20%以上の減量化が行われている。事業者においても、環境への取り組みが企業イメージを高める効果があるので、再生資源の導入などが進められている。デポジット制度が確立されれば、自治体の負担を抑えられることから、市長会などを通じて国に要望を続けている。特に各自治体では不法投棄対策に苦慮しているので、家電リサイクル制度を処分時にリサイクル料金を徴収する現制度から、料金先取りへの改正が望まれている。

(生活環境課長)

生活環境課に寄せられている苦情や要望について説明する。

生活衛生の面では、空き地の雑草の除去要請に関するものが多く、このほかでは、蜂の巣、犬、猫、カミツキガメその他、市民の生活する地域での動物、昆虫等に関するものが多く寄せられている。また、公衆トイレについては、駅前の 4 か所を含む計 5 か所を管理しているが、管の詰まりやごみの散乱等、利用者のマナーに関する苦情が寄せられている。

公害に関する苦情については、主に廃棄物不法投棄、野焼きを含めた大気汚染、工事作業や航空機などの騒音があった。市民の日常生活に密着した問題が多く、また、年々複雑かつ多様化しており、その対応に大変苦慮している。

放射能関連では、原発事故発生直後は空間線量の測定、除染について多くの意見が寄せられていたが、年々減少している。平成 25 年度は側溝清掃、自主測定結果報告等について意見が寄せられた。

説明は以上である。

(委員長)

説明を踏まえ、各委員から質問をお願いしたい。

まず、資料 3 の 3 頁にある市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、合計 880g であり八千代市に次いで少ないが、これをどう分析しているか。

(廃棄物対策課長)

掲載されている市の中では事業所が少ないことと、本来は禁止されているが野焼きなど自家処理を行っていることも影響していると思われる。県内の傾向を見ても、農村部は少ない。市域の広さなどもあるが、平均程度と捉えている。なお、以前の排出量は 1kg 近くあった。

(委員長)

それは良い傾向だと言える。更なる減量化のため、生ごみの乾燥化、堆肥化などには取り組んでいるか。集合住宅では難しいかもしれないが、減量という面では生ごみの乾燥は効果的ではないか。

(廃棄物対策課長)

平成 3 年度から生ごみ処理機購入への補助制度を行っている。集合住宅でも、水分を飛ばす電気式処理機があり、これにも補助を行っている。だが、機械等を使わなくても、各自がシンクにたまったごみの水切りを行えば、880g のごみを更に 80g 減らすことは可能だと考えている。夕食を作るときに出る野菜の皮などのごみは、その後の洗い物などで水がかかり、重くなる。夜のごみを朝まで放置するのを嫌がり、すぐごみ袋などに入れてしまうと思われるが、これを朝まで水切りするだけでごみの重さは違ってくる。

(目等委員)

放射能対策事業について伺いたい。東日本大震災以来、放射能の調査が行われてきた。佐倉市は 1 時間当たり 0.223 マイクロシーベルトを対策目標値として調査を行っているというが、3 年半経過してほぼ数値が変わらない。どの段階でこの調査数値をどう評価するのか。総合計画には位置付けされていないこの事業について、市として今後どのように考えているのか、近隣市の状況も併せて伺いたい。

(環境部長)

佐倉市は汚染状況重点調査地域¹の指定を受けているが、これは基準値以上を記録した市町村の全

1.国が定める空間放射線量一時間当たり 0.23 マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村が、環境省との協議により指定を受けたもので、全国で 8 県 102 市町村、千葉県内では 9 市（松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市の全域）が対象となっている。

てが指定されたものではなく、調査地域となるよう手を挙げた市町村が環境省との協議を経て指定を受けている。基本的に、県内他のモニタリングポストでの数値も下がっているが、放射線はごみについて動いたり、雨で一つの場所に集中したりするため、そういった場所について警戒しなくてはならないことから、今しばらく様子を見る必要があると考えている。今後、第1原発の推移も心配であることや、他の重点市町村との関係もあることから、佐倉市だけが調査を打ち切るのは難しい。ただ、他の重点調査地域よりも数値が低いことは間違いないと言える。

(宇田川委員)

環境部は市民生活に密着した問題でご苦労されていると思う。敬意を表したい。まず、ごみ収集について伺いたい。資料3の1枚目の「2-①市民による分別収集の実態とその対策」に「高齢者等」という記述があるが、高齢者の中でも健康な高齢者と課題を抱えた要援護者がいる。後者には、例えば市内で介護保険認定を受けている方が約6,500人おり、その中には一人でごみ出しできない人がおり、近隣の人に頼っていることがある。これらの実態や課題についてはどう把握しているか。役所は縦割りでなければならない部分もあるが、状況によっては横の連携が必要となる。福祉部でもいろいろな模索をしているが、決定的な対策がない中で、市民の協力に委ねてきた。高齢者のごみ問題には近隣との助け合いを含めて、高齢者福祉といった観点から福祉部と連携を取っていただきたい。

次に、資源回収の説明の中で、リサイクル貧乏という言葉は初めて聞いたが、市民もここまでは知らないと思う。リサイクル貧乏が佐倉市財政にどのくらい影響を与えるかはわからないが、回収にまつわる問題として、そのような課題は説明してもいいのではないか。

(廃棄物対策課長)

高齢者問題については環境部では把握できないものもあるので、現在は福祉関係と連携して個別対応を行っていただいている。

(宇田川委員)

個別的な対応だけではなく、全体的なしくみを作ってはどうか。

(廃棄物対策課長)

課題は認識している。リサイクルコストについては、収集手法など新たな方策を考えなければならない。資源回収団体には、本来は市が行うべきことを行っていただいております。それに対して若干の報奨金をお支払いしていることから、結果として市が直接行う支出が減っているという考え方もできる。

(委員長)

資源回収団体とは、具体的には自治会や子ども会か。

(廃棄物対策課長)

子ども会が中心だが、子どもが減って子ども会がなくなり、自治会に継続してお願いをしている例もある。少子化の影響がここにも出ている。

(林委員)

資料3の3頁に1人1日当たりのごみの排出量があるが、人口とごみの総排出量が反比例しており、面白い相関だと思う。理由は分別の徹底によるものか。

(廃棄物対策課長)

それもあと思う。分別が徹底されて、出す頻度、収集回数が増えれば、排出量が増える。

(林委員)

都市部はごみの排出が多いのか。

(廃棄物対策課長)

本来は禁止されている野焼きなどが、都市部ではあまり行われていないことも理由と考えられる。

(環境部長)

世帯数も一因だと思われる。一般的に、都市部は単身世帯が多く、農村部は一世帯当たりの人口が多い。単身世帯では一人ひとりが個別に物を買うため、ごみになるものも増える。

(廃棄物対策課長)

全県では、銚子市、御宿町、鴨川市、館山市など漁業の町での排出量が多い。

(委員長)

横の比較も重要だが、いわゆる縦の比較、経年変化も重要な視点だ。外国人のごみ問題についての苦情はないとのことだが、単身者は夜寝に帰るだけだと市からの情報伝達手段がない。高齢者対策についても言えることだが、例えば、自治会等の中に防犯部長が置かれているように、ごみ担当部長を作り、対応していく方法も考えられる。

(廃棄物対策課長)

ある程度規模の大きい自治会には、会長一人では全てが対応できないので、環境部長などの役職の方がおり、地域清掃などの取りまとめや連絡をいただいている。

(委員長)

そのような取り組みを行っている自治会を取り上げて、他の自治会や市民に伝えてもいいと思う。

(富田委員)

資料 3 の 1 頁で、ごみ処理の流れのフロー図によって良く分かった。ただし、1 頁の分別品目の中にある古紙については、5 頁では佐倉市は古紙回収を行っていないと読めるがどうということか。

(廃棄物対策課長)

古紙回収は、佐倉市では資源回収団体をお願いしており、拠点などでの回収を行っていないためである。

(富田委員)

行政による収集ではないということか。

(廃棄物対策課長)

行政による回収ではないため、5 頁に入れていない。1 頁のフローでは、一般にごみといわれるものの全部の処理フローを掲出している。資料 3 の表中、直営・委託・許可・一般とあるが、行政回収にあたるものは委託である。直営は収集車 3 台で行う拠点回収で、許可は主に事業系のごみが該当する。集団回収は市などには搬入されず、子ども会など資源回収団体が回収業者に引き渡す。資源ごみの回収は許可が要らない業務なので、厳密にいうとごみではない。

(富田委員)

大まかにいうと、2 億 5 千万円くらい毎年燃やせるごみに使って、4 万 4 千トンくらい燃して、資源化しているのは 1 万 3 千トンくらいということか。この額に人件費は入っているのか。

(廃棄物対策課長)

市内 5 業者への委託料のみである。

(委員長)

人口 1 人当たりいくらになるか。

(廃棄物対策課)

収集を含まない清掃組合負担金のみで、4,400 円程度である。

(委員長)

収集を含めた 1 日 1 人当たりのごみにかかるコストや、1 日より 1 年間の 1 人当たりのごみの量の広報を行ってもいいのではないか。

(吉村委員)

先ほど伺った生ごみの水を切って減らす方法などを、広報紙に目につく形で出していただければ 1 人ひとりのやる気が出ると思う。資料 7 頁の分別 A ランクの評価とはどのようなものか。例えばほとんどの団体で A となるような、取りやすいものか。

(環境部長)

B という団体もあるが、評価が下がれば買い取り価格も落ち、歳入が現在を下回ることになる。

(吉村委員)

これは行政の啓発活動と市民の努力の賜物だ。努力すれば歳入が増え、歳出が減るということを実感できれば協力しようという気になる。

(宇田川委員)

資料 3 の 1 頁には、ペットボトルとその他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装は、別に掲出してあるがどうということか。

(廃棄物対策課長)

収集と圧縮などの中間処理を別に行っており、別々に経費がかかっている。

(富田委員)

その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装の金額が同額だが、実際そうなのか。

(環境部長)

収集については契約が一括のため、収集日数で按分したものである。

(吉村委員)

佐倉市酒々井町清掃組合の説明の中で、輪番という言葉が出たが、これはどういうことか。

(廃棄物対策課長)

以前は佐倉に清掃工場があり、現在は酒々井にあるが、そこが使えなくなったら次は佐倉に処理施設を作るといふとの取り決めがある。

(吉村委員)

現在は佐倉市内に処分場を持っていないために負担額が高額になっているなどということはあるのか。

(廃棄物対策課長)

ごみの量は佐倉と酒々井では 9:1 の割合である。組合負担金はごみの処理量により決定される。

(目等委員)

ごみが利益につながるシステムはないか。何か方法はないか。例えば携帯電話のレアメタルなどを買い占める事業者があるなら、その部分について市が参入することはできないか。

(廃棄物対策課長)

佐倉市でも小型家電や携帯、パソコンの回収を 4 月から始めた。携帯電話は買い替えの際に下取りされることが多くなり、市にはほとんど集まらなくなってきた。

(目等委員)

ごみ収集を回収業者に委託し、処理費用もかかるというシステムは半永久的に変えられないのか。

(廃棄物対策課長)

資源ごみは逆有償ばかりで、ごみ処理にかかるコストだけで言えば、埋めるのが一番安いですが、そういうわけにもいかない。

(環境部長)

埋めるとなれば最終処分場の経費がかかるという問題もある。

(委員長)

最終処分場の延命化は平成 45 年度を目途とのことだが、次があるから大丈夫だと思われぬように、更にごみの減量目標値を作り、さらに削減を図り、延命化を進めることが重要だ。焼却にあっても生ごみの水分を取れば効率が高まり、無駄なエネルギーを使わないなど、まだまだ市民の協力でコストの削減や環境の継続性を高めるためにできることがある。

また、リサイクル貧乏についてもなるほどとは思ったが、貧乏になるが環境にはプラスになる。分別をやめようという議論につながりかねないので説明には注意が必要だと思う。

そもそも、日本政府は事業者を優遇する傾向がある。事前にリサイクル費用を含めた価格にすると、海外に流れる分などはどうなるということと言われるが。安全に商品进行处理するためにも事前に入れ込む仕組みや、自治体がどれだけ負担しているか市として声を上げる機会を捉え、政府の方向性を変えるよう発言していただきたい。

(富田委員)

資料 1 頁、うめたてごみとして回収した 1,153t のうち最終処分場で埋め立てたのは 123t という見方でいいか。

(廃棄物対策課)

埋め立てごみという名目で集めるが、清掃工場で分別して、最終的に 123t が最終処分場に行った。平成 19 年まではそのまま処分場に入っていた分、延命化が図られている。

(富田委員)

9割が分別されて燃やせるごみや資源となったということか。

(委員長)

うめたてごみという名称がよくないのかもしれないがどうなのか。

(廃棄物対策課長)

資源化のためにも迷ったらうめたてを推奨している。

(富田委員)

9割が最終処分以外に回っていることは、もっと評価されていいと思う。

(目等委員)

最終処分 123t の内訳には焼却灰も入っているか。

(廃棄物対策課長)

焼却灰は入っていない。現在は栃木と茨城で別処理を依頼している。以前は市原市でコンクリート骨材に使われていたが、震災の関係で別になった。

(環境部長)

茨城県鹿島市の業者に焼却灰を引き取ってもらい、路盤材にリサイクルしている。

(宇田川委員)

指定ごみ袋の公定価格はあるのか。

(廃棄物対策課長)

規格を決めて事業者で作成と販売を委託しており、市では価格について触れていない。

(宇田川委員)

市では指定しないのか。店によって価格が違うのはなぜか。

(廃棄物対策課長)

卸売量により価格が違うと伺っている。

(目等委員)

有料化といっても市には歳入はないということでもいいか。

(環境部長)

その通りである。日本製なのでコストが高くなるという面もある。

(廃棄物対策課長)

裂けやすい高密度ポリエチレンと伸びやすい低密度ポリエチレンの 2 種類あり、用途により材質の規格を指定しているのみである。

(目等委員)

事前に質問したごみ屋敷の対策はどうしているか。私は自治会長として活動しているが、自治会内にも空き家が増えており、ごみ屋敷と言えないまでも周辺にごみが置かれてしまうことがある。ごみ屋敷は自分でごみを増やすものであり、空き家はよそから持ち込まれるものなので、厳密には異なるが、どのような対策をとっているか。

(生活環境課長)

ごみ屋敷については、本人がごみでなく財産だと言い張ると難しい。本人が高齢などで動きが取れなくなってごみが増え続けてしまうといった本来のごみ屋敷の場合は、福祉部との連携が必要と思うが、現実的にまだそのような体制は取っていない。

(目等委員)

なぜこのような質問をしたかということ、本来は声を掛け合うべき周辺の住民が、隣近所の間人間関係が崩れることを恐れ、町内会長に持ち込むことが増えている。会長としては、本人宅に伺い、何かあった時困るよと言ってごみ屋敷化は未然に防いでいるが、近いところは出てきている。例えばガレージに新聞紙などごみを溜めて車を路上駐車させている家などもある。市に言って、市が立ち入っても、個人的な財産だと言われるとそれ以上立ち入れないのも理解できるので、町内会として指導しているが、頭を痛めている。

(環境部長)

福祉との連携の話が出ているが、何か原因があるはずだ。現実として難しいが、原因から取り除き、

本人が納得しないと、一度ごみを取り除いたとしても何度も起こると思う。

(目等委員)

自治会には様々な課題がある。

(高岡委員)

自治会に環境委員をという話があった。なり手はなかなかないかもしれないが、そういう方がいれば話をしやすいと思う。また、私は生ごみが出れば袋を絞って水分を出してから捨てているが、そういう細かいことや、ここで話したことを一般の市民に伝わる形で広報などによりお知らせいただきたい。せっかく議論したことが市民に伝わるようにしていただきたい

(委員長)

広報紙ではごみの特集は行われているか。

(廃棄物対策課)

生ごみ処理機やコストの掲載はしているが、特集では長らくリサイクルについて掲載していないと思われる。ケーブルテレビで流してはいる。

(委員長)

見ている人は少ないのではないか。

(環境部長)

リサイクルは最後。リデュース(発生を抑制)し、リユース(再利用)とたうえでのリサイクルである。

(目等委員)

ごみにはこんなにお金がかかっているということを広報の一面に使うのは比較的効果がある。市川市で自転車問題に悩んでいた時には効果があった。こんなに悪いことだったのかと気づいてもらうことができる機会である。そのうえで、市民からその反応を聞くことも必要である。議論のキャッチボールのきっかけに広報を使うことは効果的である。

(委員長)

ごみを何曜日に出すだけでなく、どういう風に出す、工夫するというのを載せると効果的だと思う。また、活動指標、成果指標についても、これまでの実績との兼ね合いもあり、すぐに変えるのは難しいと思うが、市民が分かりやすい目標となるものとしてはどうか。1人いくらかかっている、1日どれだけ出しているというもので、後々市民が評価できるものを入れていただきたい。

(宇田川委員)

不法投棄の法的な背景について伺いたい。平成15年ごろにできた迷惑条例との関連からか。

(廃棄物対策課長)

それ以前に佐倉市廃棄物の処理および清掃に関する条例(昭和47年佐倉市条例第13号)もあるが、迷惑条例の中にポイ捨てについても入っている。

(環境部長)

そもそも、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定されている。

(宇田川委員)

罰則はあるのか。

(廃棄物対策課長)

不法投棄は以前3,000万円だったものが1億円とされている。

(廃棄物対策課)

家電などではなく産廃関係しか適用されていない実態である。今までの例では警察と連携して特定しても、事情聴取や撤収程度である。

(廃棄物対策課長)

回収業者による投棄、例えば冷蔵庫などを回収してモーターだけ取って後は山中に廃棄するような事例では罰則適用はあるが、個人適用は聞いたことがない。

(宇田川委員)

ヤードは市内に何か所あるか。

(廃棄物対策課長)

市内に 133 と認知している。

(目等委員)

四街道との境にあると伺ったが。

(廃棄物対策課長)

合計で 266 ある。また、数え方にもあいまいな部分がある。ヤード団地と言って、ヤードごと分譲しているところ、1つのヤードの中でいくつもあるというところもあり、千葉県で罰則込みのヤード条例の制定について検察と協議をしていると伺っている。

(目等委員)

先に話の出てきた自治会のごみ担当だが、防犯担当には、犯罪とごみに深い関連があるので、ごみもよく見るように言っている。

(委員長)

では、環境部との意見交換は以上とする。皆さんとの本日の意見交換を踏まえ、今後委員間で議論し、後日意見書を提出する。またその際はご対応をお願いしたい。

(10分休憩)

(2) 平成 26 年度施策評価について

(委員長)

意見交換を踏まえた感想や、今後の懇話会意見としたい点について伺う前に、し尿処理の意見交換が抜けていたため、宇田川委員が休憩時間に担当者から聴き取りをしたと伺ったのでお願いしたい。

(宇田川委員)

現在、佐倉市全体で汲み取りが行われているのは平成 23 年度で約 5200 人とのことだった。汲み取りから下水道には強制的に切り替えることはできないという説明だったので、条例や法令などに規定はないかと伺ったら、国としては下水道法があるが、発令された実績はないとのことだった。

(事務局)

補足させていただくと、先の汲み取り人口は下水道が通っていない地域であり、下水道が使用できるのに接続していない世帯は約 2 千軒ある。これは下水道法により接続義務があるものの強制力はなく、また、強制した事例もない。

(委員長)

事情によっても異なるだろう。例えば、新築時に下水道がないために合併浄化槽を設置したところが、2~3 年後に下水道が敷設されたので接続していただきたいと言われてもすぐにはできないこともある。

(宇田川委員)

佐倉市一般廃棄物処理基本計画 60 頁の表 28 下段に単独処理浄化槽人口があり、平成 28 年度に 3,364 件とするものが、平成 30 年では 1,427 件、平成 31 年では 295 件となっている。これはどういう施策に基づきこのような見通しをしているのか。

(委員長)

計画上、下水道に接続する家庭が毎年 1,000 件ほど出るとのことか。

(宇田川委員)

こちらについて、確認いただきたい。

(委員長)

続いて、本日の意見交換の感想などをお願いしたい。

(富田委員)

資料 3 1 頁のフローに出てくる金額は約 10 億、これはほぼ委託料だが、ここに入っていない人件費を含めて全体的に捉え、懇話会意見につなげていくのは大変な作業だと感じた。

(林委員)

土地勘がないので細かなことは分からない部分もあるが、総じてごみに関する広報が少ない。本日

伺った中でも知らないことがたくさんあった。1人当たりのごみの量が少ないということはとてもいいことであり、そういった部分も含めて、ごみは重要なことであり、やはり広報は大切だ。

(高岡委員)

資料 3 2 頁にあるように、佐倉市だけでなく他市や他県でも処理があるということは初めて知った。また、先ほどから出ているが、市民の目を引く分かりやすい方法で広報に掲載していただきたい。

なお、あれだけの量を説明するのだから仕方がないが、読み上げだと説明にめりはりがないので分かりやすくする工夫をお願いしたい。

(吉村委員)

広報は非常に大事である。毎年度当初にごみカレンダーを配布する際に、概要についてまとめたものを一緒に配布してはどうか。

(目等委員)

特集号の発行も効果的ではないか。

(委員長)

拠点収集だと難しいが、戸別収集なら収集員は市と市民のパイプ役になる。市川市は 10m 程度おきにほぼ戸別で収集しており、高齢者家庭には取りに行っている。

(富田委員)

現在でも古紙などでは家の前に置いておけば取りにきている。

(高岡委員)

拠点の確保も大変である。

(宇田川委員)

意識が高い自治会では、ごみの水切りなどもお互い注意し合えるが、そうでないところは分別の割合なども低い。また、自分たちの意識が高くても他の地区の人が車で通りすがりに置いていかれてしまうこともある。それぞれの自治会や自分たちでしっかりした啓発をしないとならないと感じた。

また、改めて、課題を抱えた高齢者のごみ問題は、環境部門だけでなく福祉部など関連した部門、災害も含めて考えれば防災防犯課も含めたシステム作りが必要になると思われる。

(目等委員)

広報の話だが、広報を行ったうえで、市と市民が意見のキャッチボールを行うことと、私の税金がこんなところに使われているという認識を持っていただくことが重要である。

例えば自転車放置問題なら、自転車を放置する人のために自転車を使わない人の税金が使われているということを掲出し、その記事に対していただいた賛否の意見を更にフィードバックしたことにより、効果が上げられた。この提案については意見書に入れていただきたい。

(林委員)

担当に主婦の目線が欠けていると感じた。本日説明に来た職員にも女性はいなかった。家庭ごみの減量には女性目線が必要である。広報活動も婦人会対象などのものは、毎日ごみに触れる女性職員のほうがやりやすいのではないか。

(委員長)

部内の 43 人の中に女性職員はいるのか。

(事務局)

比較的少ない。不法投棄などの関係や、委託事業者との交渉が多いことから、今まで女性職員はあまり配置されなかったが、ご指摘は理解できる。

(委員長)

資料別添として、説明内容についての資料もいただきたい。

(事務局)

出てくる言葉が資料のどこに入っているか分かりやすい資料作りを努力したい。

(高岡委員)

要点などもまとめていただきたい。

(事務局)

先の宇田川委員からの単独処理浄化槽人口に関する質問のうち、数字の根拠については、一般処理廃棄物計画 55～56 頁にある推計を根拠としている。

また、ごみ屋敷問題は、廃棄物担当部門ではなく福祉からのアプローチということで、福祉部門に聴き取りを行ってきたので簡単にお話ししたい。民生委員が生活全般に関して相談のあったケースに入っていくとごみの問題も一緒に出てくるということで、知的障害、精神障害、認知症、奥様を亡くされた男性の単身世帯などに見られ、多少増加傾向にあるとのことである。

(宇田川委員)

やはり市民が毎日使う指定ごみ袋の値段が店によって 100 円も違うのはどうか。何か枠があってもいいのではないか。

(委員長)

次回予定されている施策評価 **5 章 基本施策 3 道路環境が充実した安全で快適なまちにします**、**6 章 基本施策 8 適正な行政運営の確立に努めます**について、追加質問や確認事項があれば後日事務局へご連絡いただきたい。本日の会議は、以上とする。

その他

※第 6 回のスケジュール調整
12/15(月) 14 時～

(16 時 33 分 終了)